

講 演

リカレントセミナー
「令和元年民事執行法改正」

- | | |
|--|------|
| I 民事執行法改正の変遷 | 松村和徳 |
| II 債務者の財産状況の調査 | 西川佳代 |
| III 不動産競売における暴力団員の排除 | 松村和徳 |
| IV 子の引渡しの強制執行 | 村上正子 |
| V 債権執行に関するその他の改正
——差押禁止債権・債権執行終了に関する規定の改正—— | 吉田純平 |

リカレントセミナー「令和元年民事執行法改正」趣旨説明

民事執行法（昭和54年法律第4号）は、権利実現の実効性を一層高めることを目的として見直しに着手され、令和元年5月に、改正法が成立した。その主要改正点は、次の三つと言えよう。すなわち、①財産開示制度の見直し、②不動産競売における暴力団員の排除、③子の引渡しの強制執行に関する明確な規律の整備である。今回の改正は、第三者から債務者の財産状況の開示を要求できるという従来にない強力な執行権限を認めることで権利実現の実効性確保を図った点において注目を集める改正である。この改正に関しては、早稲田大学比較法研究所の共同研究プロジェクトである「権利救済システムの比較研究」（代表・松村和徳）の研究の一部として、立法過程から関心を持ち、西川佳代（横浜国立大学）、吉田純平（日本大学）、村上正子（名古屋大学）の各共同研究員が中心となって今次の民事執行法改正に関する研究を行った。今回のリカレントセミナー（2020年11月21日開催）は、この研究成果の一部であり、かつ実務上も理論上も重要な改正であることから、早稲田法科大学院の修了生・在学生を中心に、情報提供と今後の実務上の指針を提示し、今後の彼らの活動に役立てることを目的として企画したものである。各改正事項の報告担当は以下の通りである。

- Ⅱ 財産開示制度の見直し（西川）
- Ⅲ 不動産競売における暴力団員の排除（松村）
- Ⅳ 子の引渡しの強制執行に関する明確な規律の整備（村上）
- Ⅴ 債権執行に関するその他の改正（吉田）